

各弁護士近況

大川 正二郎

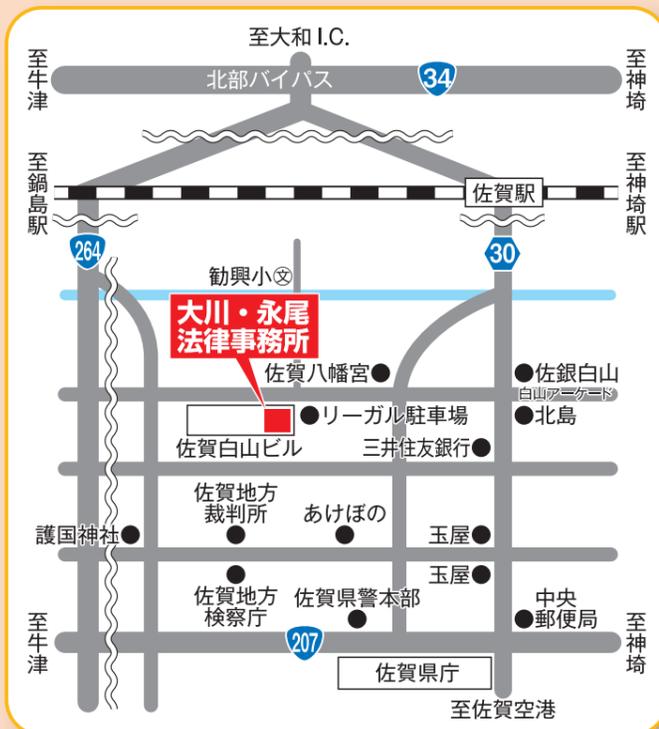
去年の夏はパラグライダーに挑戦し、着地目標地点を大きく逸れて畑にはまり込んでしまいましたが、懲りずに今年の夏は乗馬に挑戦しました。引き馬ではなく、自分で手綱を操作し、足で馬の腹を蹴ったりするので、なかなか緊張しました。しかし、馬の方はいたってのんびりで、こちらの指示などどこ吹く風、のんびりとそこらあたりの草を食べており、まったくこちらのいうことを聞きません。思えば、「道草を食う」というのはこういうところから来ているのではないかなどと、逆に妙に感心したりしました。なにはともあれ、いまだに好奇心を持って頑張っています。

永尾 竹則

この夏、久々に大人の映画を見ました。ここ数年、映画はドラえもんやピカチュウ、戦隊ヒーローと決まっていた。子どもの頃を思い出してそれなりに楽しく見ていました。それがこの夏は違いました。都合よく時間が空き、私は何を見ようか映画情報を検索し、「日本のいちばん長い日」に決めました。降伏に反対し戦争継続を訴えて陸軍少佐が起こしたクーデターも空しく、日本は降伏し終戦を迎えました。陸軍大臣は降伏する日の未明に自決しました。映画なので脚色はあると思いますが、史実に基づくもので久々に重く考えさせられる映画を見ることができました。

鳥飼 亜由美

今年の夏、海に行き、生まれてはじめて全身海水につかりました。そこでびっくりしたのは、海の水が、とてもしょっぱいことです。勿論、常識として知っていましたが、身をもって体験すると何だかとても新鮮に感じ、海水をのみこんで咳き込んだり、体についた塩の結晶を発見したりするたびに、子供の頃のような好奇心がふつふつと湧いてくるのを感じました。大人になると、子供のころのような新鮮な経験は減っていきがちだなあ、なんて思っていました。それは単に頭でっかちになって色々な事をわかったつもりになっているだけなのかもしれないと思いました。今後も色々なことに挑戦し、新鮮な発見をしていきたいです。



大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階

TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535

業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美

おたより

ほっと

第 8 号

大川・永尾法律事務所



「あいさつ」

最近、新聞等で大川・永尾法律事務所の広告を出すようになりました。お客様がほっと安心できるようにがんばっていますという私達のことをまず知っていただくことが大事だと思っただからです。

しかし、弁護士の仕事というのは、広告だけでその内実が見えるものではありませんし、店で商品を買うのとは違って、同じ依頼について他の弁護士の仕事と比べることもできません。結局、一つひとつの仕事を丁寧に、できるだけお客様のご要望にお応えするようにして、ひとつずつ信頼を積み重ねていくことが一番大事になるのです。

私達も、広告に頼ることなく、ひとつずつ信頼を積み重ね、その信頼を広めることに努めてまいりたいと思います。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。

平成二十七年十月吉日

弁護士 大川 正二郎



弁護士
大川 正二郎

「冬ソナ」にみる婚約不当破棄

韓流ブームの先駆けとなったご存知「ヨン様」主演の韓国ドラマ「冬ソナ」。幼馴染と婚約していたヒロインが、事故死したはずの初恋相手のそっくりさんが現われて動揺し、これに焦った幼馴染がヒロインに暴行するなどしていったんはヒロインが婚約解消を言い出します。しかし、ショックを受けて体調を崩した幼馴染にヒロインが縁りを戻し、結婚式の招待状を配布するまでになりました。ところが、例のそっくりさんが実はヒロインの初恋の人そのもので、事故により記憶喪失になっていただけということが分かり、ヒロインは幼馴染から離れて初恋の人のもとに駆けつけていくというものです。

ヒロインの一途な思い、傷つきながらも婚約者のヒロインを初恋の相手に送り出す幼馴染。涙、涙のドラマですが、これが現実となるとたいへんなことになります。

婚約は2人の合意で成立しますが、実際にはそれだけでは認められません。結納がなくとも家族や周囲に婚約者として紹介したり、結婚前提の交際が続いたりして、他から見ても婚約していると見られる程度に至れば、婚約の成立が認められます。そして、成立が認められた婚約は、将来の結婚の約束であり、結婚の強制はできないけれども、お互いに将来の結婚に向けた誠実な努力が求められ、もし正当な理由なく婚約を破棄すれば、相手方に対して賠償義務が生じます。

ヒロインの1回目の婚約解消の申出は、幼馴染の暴行等があり、不当破棄とまではいえませんが、初恋の人のもとに駆けつけていく2回目は全く正当な理由がなく、幼馴染に損害賠償をしなければなりません。

賠償の主なものゝ慰謝料ですが、一般に挙式が近くなれば高くなる傾向にあります。ヒロインは200万円程度の慰謝料は覚悟を要するでしょう。

それだけでなく、結婚の準備のための費用、たとえば式場、披露宴会場、新婚旅行等の申込金や解約金、招待状の費用、衣装代、新居の準備費用、家具購入費なども賠償の対象となってきます。もし、相手方が寿退職をしていたら、退職による逸失利益もです。

さらに、ヒロインは結納金も返還しなければなりません。

一途になるのもいいのですが、相手方に対する責任も考える必要があるのです。



弁護士
永尾 竹則

内縁関係にまつわるお話し

時代とともに夫婦の形も様々になり、法律上の夫婦ではなく、事実上の夫婦いわゆる内縁を選択される方も多くいらっしゃると思います。

そもそも、この内縁とは何でしょうか。単に同居しているだけでは認められませんし、お互いに将来結婚するつもりがあってもそれは単なる婚約にすぎません。当事者間に結婚の意思があることと夫婦として共同生活を営んでいることが必要になります。つまり、婚姻届は出していないものの実態は何ら法律上の夫婦と変わらないと言える関係です。

さて、この内縁の夫婦、夫婦間にトラブルが発生したり、どちらかが先に亡くなるといった場合など、内縁であることによって法律上の夫婦の場合とどんな違いがあるのでしょうか。すべてをご紹介しますことはできませんが、主なものをご紹介します。

この内縁関係も、性格の不一致等により解消せざるを得ない場合もあると思います。理由はともあれ、一方がどうしても別れたいと言いつ出した時には、これを止める方法はありません。法律上の夫婦であれば、離婚でもめた場合には法律上の要件を満たさなければ離婚は認められませんので、離婚調停、離婚訴訟という手続きを経なければいけません。もっとも、内縁解消に伴う内縁期間中の共有財産の清算等の問題については当事者間の合意で決めることが多いと思います。この場

合には、相手方が約束を守らないときには、裁判によってその履行を請求することはできますし、共有財産の清算や子の引取りなどの合意ができないときは調停なり審判なりで決めることになります。

ところで、特に理由もないのに一方的に内縁を解消したいと言われた方は、相手に対し、法律上何も言えないのかというところではないと思います。一方的解消の理由が正当なものでない場合には、精神的な、場合によっては財産的な損害まで請求することはできます。

内縁は事実上の夫婦関係であるために法律上の夫婦と同じように保護されるわけではありませんが、対処の仕方は色々あり得るといふことになります。

ところで、内縁の解消だけで紙面を費やしてしまいました。この他にも法的に問題となる場面は色々ありますので、他の問題については次号以降お話しできればと思います。



弁護士
鳥飼 亜由美

マスオさんと婿養子

女性配偶者の親と同居する夫を「マスオさん」と呼んだりしますが、マスオさんは、いわゆる婿養子とは全く違います。

では、どう違うのでしょうか。氏が同じか違うかでしょうか。確かに、婿養子は女性配偶者の親と同じ氏を名乗りますが、マスオさんは「フグ田」であり、磯野姓ではありません。

しかし、仮にマスオさんが結婚の際に「磯野」姓を選択していたとしても、それだけではマスオさんは婿養子にはなりません。婿養子となるためには、女性配偶者の親と養子縁組を行う必要があるのです。

養子縁組を行うと、親子関係が発生します。したがって、仮に女性配偶者の親が亡くなった場合、子として相続人になることができます。例えば、波平さんが亡くなった場合、養子縁組をしていない現状のマスオさんには相続権がありません。これに対して、養子縁組をして婿養子となっていた場合には、マスオさんも子の一人として相続権を有し、波平さんの遺産を、サザエさんと同じ立場で相続できることになります。このように、婿養子になると、相続などの身分関係にまつわる問題に、子としてかかわることができるようになります(なお、婿養子になった場合でも、マスオさんは実の両親との親子関係を失うわけではありせんので、マスオさんは、波平さんと、実の両親のどちらの遺産も相続できます。)

他方、義務も生じます。マスオさんが婿養子になれば、実の両親のみならず、波平さんに対して、子としての扶養義務を負うことになります。

また、例えばサザエさんが「離婚したい」と言い出した場合はどうでしょうか。この場合、波平さんは「サザエが離婚するならマスオさんとの婿養子も解消したい」と思うでしょう。そうすると、離婚協議のみならず、婿養子の解消、つまり離縁の協議もしなければなりません。マスオさんがすんなりと離縁を認めればよいのですが、たとえばマスオさんが感情的になったり波平さんの遺産を狙ったりして離縁を拒んだ場合には、離縁の協議が長引き、場合によっては調停・裁判にまでもつれ込む可能性もあります。このような裁判では、離婚が認められれば離縁も比較的認められやすいとは思いますが、場合によっては、離婚にはなるが養子縁組は維持されたまま、というねじれ状態になってしまう可能性もゼロではありません。

婿養子になるか否かは、このような違いを十分考えて決めるようにしましょう。

